



## \*令和5年度暫定再任用制度について

### 暫定再任用とは？

定年の段階的引き上げ期間において、年金受給開始年齢までの継続な勤務を可能にするため設けられた制度(現在の再任用制度と同様)



令和5年度対象者・・・R4年度末定年退職者&H30～R3年度末定年退職者

勤務条件		短時間勤務	常勤
勤務時間		2週間あたり38時間45分	1週間あたり38時間45分
勤務内容		若干の制限有	定年前と同様
給与	教諭・養護教諭	1週間当たりの勤務時間の割合を乗じた額	教育職(一)2級:275,300円
	事務職員		行政職3級:256,100円
諸手当(有)		通勤手当、単身赴任手当、期末勤勉手当、義務教育等教員特別手当、特殊勤務手当、時間外手当(行政職)	
諸手当(無)		扶養手当、住居手当、へき地手当	
年次有給休暇		時間単位で取得、時間は別に規定	退職年の3/31時点の残日数を引継
服務、分限、懲戒、公務災害		定年退職前と同じ	
共済制度等	医療保険制度	任意継続・国保・家族の被扶養者	共済組合の組合員
	年金制度	年金制度の適用なし	共済年金制度の適用

### 【定年年齢の段階的引上げ】

	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)
S33.4.2～ S34.4.1生	再任用	暫定再任用										
S34.4.2～ S35.4.1生	再任用	暫定再任用	暫定再任用									
S35.4.2～ S36.4.1生	再任用	暫定再任用	暫定再任用	暫定再任用								
S36.4.2～ S37.4.1生	再任用	暫定再任用	暫定再任用	暫定再任用	暫定再任用							
S37.4.2～ S38.4.1生	60歳 定年退職	暫定再任用	暫定再任用	暫定再任用	暫定再任用	暫定再任用						
S38.4.2～ S39.4.1生	59歳	60歳	61歳 定年退職	暫定再任用	暫定再任用	暫定再任用	暫定再任用					
S39.4.2～ S40.4.1生	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳 定年退職	暫定再任用	暫定再任用	暫定再任用				
S40.4.2～ S41.4.1生	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳 定年退職	暫定再任用	暫定再任用			
S41.4.2～ S42.4.1生	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳 定年退職	暫定再任用		
S42.4.2～ S43.4.1生	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 定年退職	
S43.4.2～ S44.4.1生	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 定年退職

暫定再任用  
これまでの再任用制度（フルタイム・ハーフタイム）と同様のもの

60歳以降定年まで  
引き続きフルタイムでの勤務が可能。  
また、退職して定年前再任用短時間勤務（再任用ハーフタイムと同様のもの）を希望することも可。

(暫定再任用の勤務の選択については裏面参照)

